

「インド：対外商業借入(ECB)の規制緩和を発表」

『運転資金』目的での利用を明記

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

9月20日、インド中銀は、対外商業借入（ECB）の規制緩和を発表。その中で、**7年超であれば『運転資金』目的での利用を「政府認可ルート（）」で認める旨明記された。**

ECBには、「自動認可（Automatic Route）」と「政府認可（Approval Route）」の2つの認可形式がある。どちらの認可形式になるかは、今回の中銀発表のようなガイドラインにより決定されている。「政府認可」の場合、「インド中銀（RBI）の事前承認」が必要になる。

本件、9月12日発行のAREA Report346で、インド中銀によるECB規制緩和をお伝えした件の続報。前回の通達では、「『general corporate purpose（設備投資以外の目的）』の使用についても、認可ルートで認める」と記載されていた一方、「運転資金（working capital）への利用も可能」と口頭では確認を取得していたもの。**今回、運転資金での利用が可能なが通達で明示された。**

通達（RBI/2013-14/12）には、以下の条件が記載されている。

「ECBの出し手が外国の株主であり、最低平均貸出期間が7年以上。認可ルートでの申請とする。」

1. ECBの出し手は、借り手の株式の25%以上を直接保有していること。
2. 当該ECBは既存のECBガイドラインに定められた目的以外には使用されないこと。
（インド国内のグループ会社、孫会社への転貸は不可）
3. 当該ECBの返済は、最低平均貸出期間である7年の期間終了後に開始されること（約定弁済含む）。貸出期間完了前の返済は認められない。

当該通達の発出により、従来、実質的に設備資金に限定されていたECBが、今後は条件付きながら運転資金にも活用できることとなった。但し、政府認可ルートである点には留意が必要。

通達のうち、ECBの運転資金利用に関連する文章は、以下の通り。

中銀通達（RBI/2013-14/12 Master Circular No.12/2013-14 (Updated as on September 20, 2013)）
18ページ項目（j）

Eligible borrowers can avail ECB under approval route from their foreign equity holder company with a minimum average maturity of 7 years for general corporate purposes **(which includes working capital)** subject to the following conditions:

- i. Minimum paid-up equity of 25 per cent should be held directly by the lender;
- ii. Such ECBs would not be used for any purpose not permitted under extant the ECB

guidelines (including on-lending to their group companies / step-down subsidiaries in India); and

iii. Repayment of the principal shall commence only after completion of minimum average maturity of 7 years. No prepayment will be allowed before maturity.

【中銀通達のリンク】RBI/2013-14/12

http://www.rbi.org.in/scripts/BS_ViewMasCirculardetails.aspx?id=8101

レポート作成

国際業務部 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。